

みんなで力あわせて、 「人権が守られる社会福祉」の実現を!

2020 国民春闘

福祉保育労は、利用者と福祉労働者の権利がともに守られる福祉職場の実現をめざしています。しかし、福祉現場は、人手不足により利用者の思いや願いに配慮した援助が、十分におこなえない状況です。また、低賃金や休憩が取れないなど労働条件の厳しさから職員確保が難しく、施設の閉鎖や事業縮小がうまれる事態となっています。職員は多忙による疲れがたまり、精神的に追い詰められて、長期休業者や離職者が後を絶ちません。そればかりか、高齢者や障害者への施設での虐待が過去最多となりました。

こうした現状の改善をめざし、私たちは3月5日に政府と交渉します。政府が私たちの要求を聞き入れなかったときは、その姿勢を改めさせるために、3月12日に全国の職場・地域で「ストライキを含む全国いっせい行動」に立ち上がります。私たちが掲げる「職員の大幅増員と賃上げ」要求にご賛同いただき、行動に対するご理解・ご協力をお願いいたします。



● 社会保障、社会福祉の充実、多くの国民の願い

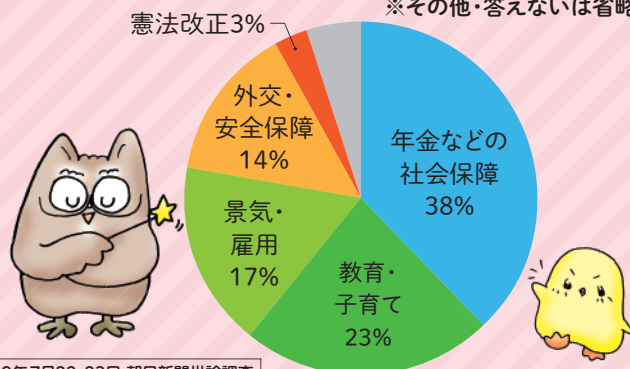
「憲法改正」に力を入れる安倍政権。しかし、マスコミの世論調査などによると、多くの国民は、「改憲」より「社会保障、社会福祉の充実」にとりくむべきと考えています。

第2次安倍政権が発足してから社会保障は一層改悪され、7年間(13年度から19年度)で、約4兆2700億円の予算が抑制されました。そのうえ、医療・介護などの負担を増やし、高齢になっても働かざるを得なくする「全世代型社会保障」を推しすすめようとしています。

いまこそ、多くの国民と福祉労働者や関係者が手を携え力をあわせて、「憲法25条に基づく社会保障、社会福祉の充実を!」と声を上げていくことが求められています。

▶ 安倍首相に一番、力を入れてほしい政策は

※その他・答えないは省略

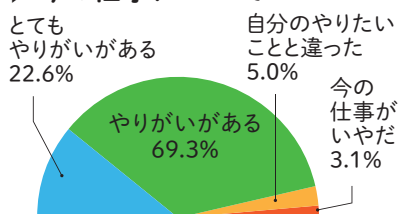


2019年7月22・23日 朝日新聞世論調査

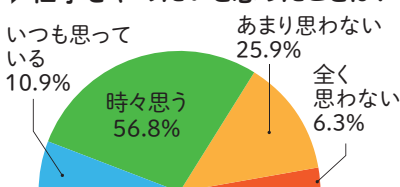
● 職員を大幅に増やし、賃金も改善し、安心・安全な福祉現場に!

要求アンケートでさらに深刻さが浮きぼりに

▶ 今の仕事について



▶ 仕事をやめたいと思ったことは?



福祉保育労「福祉職場で働くみんなの要求アンケート」(2019年10月~12月実施 3012人が回答)

アンケートに寄せられた声から

■「奨学金を返しながらの一人暮らしは相当厳しく、仕事だけでなく金銭的な面でもストレスがたまる。病気になっても病院に行けず、身体を犠牲にしながら働く意味を考えてしまう」(北海道・保育園、20代)

■「ひとり親のため、中学に進学した息子の教育費がこれからどれくらいいるのか不安」(兵庫・介護事業所、40代)

■「年々処遇困難児が増え、職員の超勤が増えている。また、精神的に重圧を感じることもあり、メンタルヘルスの重要性を感じる」(東京・児童養護施設、50代)

■「30年以上働いても、息子の会社の初任給とほぼ同じ。60歳を過ぎても働きつづければ生活は厳しい」(滋賀・障害者施設、50代)

福祉保育労のアンケートでは、9割強の福祉労働者が「仕事にやりがいを感じる」と答える一方で、「仕事をやめたいと思う」人は約7割に。背景には、全産業平均との月約10万円もの格差がある低賃金と、職員配置基準の低さによる長時間・過密労働があります。

国は、福祉職員の処遇改善策を実施していますが、低所得者ほど負担が重い消費税を財源としていることは大きな問題です。また、その内容は不十分で、全産業平均との格差はほとんど改善されていません。さらに、全体の職員を対象にした対策ではないため、職員間の不団結の原因にもなっています。

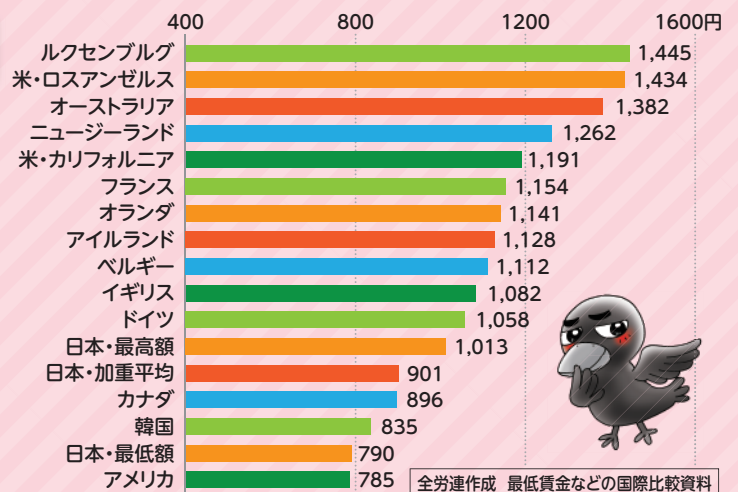
8時間働けば、あたりまえに 暮らせる社会を、いっしょにつくろう!

2020 国民春闘

●どこでもだれでも、時給1500円以上に

日本の労働者の実質賃金は、97年をピークに下がり続けています。これは世界的に見ても異常な事態です。

24の自治体でとりくまれた最低生計費試算調査では、「人間らしく暮らす」ためには、最低1500円以上の時給(年収換算で約300万円)が必要との結果が出ています。中小企業を支援しながら、全国一律最低賃金制度を実現し、誰もが1500円以上の時給を得ることで、労働者全体の賃金の底上げをめざしましょう。



●正規労働者と非正規労働者の格差をなくそう

パートタイム・有期雇用労働法のポイント

①不合理な待遇差の禁止

正規労働者と非正規労働者の間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることを禁止。

②待遇に関する説明義務の強化

「待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明義務。事業主は求められたら説明をしなければならない。

③行政における事業主への助言・指導等

無料・非公開の紛争解決手続きを整備。

2020年4月施行の「パートタイム・有期雇用労働法」では、業種を問わず、正規労働者と非正規労働者の間の不合理な待遇差が禁止されることになります(職員数100人以下の法人は2021年

4月)。不合理な格差をなくし、すべての労働者がお互いを尊重し、気持ちよく働ける職場づくりをめざしましょう。



●力をあわせて要求実現 あなたも福祉保育労に

福祉保育労は、職場の努力による労働条件の改善とともに、国や自治体に対し制度改善・予算増額を求める運動をおこなっています。すべての福祉労働者の労働条件を底上げし、福祉労働者と利用者の権利が守られる福祉職場づくりをめざしています。

まだ、福祉保育労に加入されていないみなさん、ぜひごいっしょに力をあわせて、労働環境の改善を実現しましょう。

福祉の現場で働いている家族や親戚、知人・友人に、ぜひ福祉保育労をご紹介します。



2020春闘での福祉保育労の統一要求

- 誰でも時間給250円、月額4万円以上の賃上げ
- すべての労働者に時給1500円以上。フルタイム労働者については、正規・非正規問わず年収300万円以上
- 労働時間は1日8時間以内。年間総労働時間は残業を含め2000時間以内
- 完全週休2日の保障 ●事務時間の勤務時間内での保障
- 休憩時間の保障 ●有給休暇の完全取得
- 不払い残業(持ち帰り残業を含める)の一掃
- 均等待遇原則で、正規労働者と非正規労働者に同等の労働条件
- ハラスメントの一掃 ●法定労働条件を遵守し働き続けられる賃金保障

